

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊少第275号

令和元年6月11日

非行集団等に対する実態把握等の強化について（通達）

非行集団については、「集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について（通達）」（平成29年5月16日付け熊少第229号）に基づき、情報収集及び実態把握等を推進しているところ、この度、警察庁から別添の通達が発出された。

各警察署にあっては、特殊詐欺や大麻事犯での検挙人員が増加傾向にあること等を踏まえ、管内の実情等を考慮した非行集団等に対する実態把握等の強化に努められたい。

※ 警察庁通達「非行集団等に対する実態把握等の強化について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。